

最近の事例より

Q. 病院を受診しようと、いつも通り窓口で保険証を提示したところ、「確認をしましたがこちらの保険証は登録がありませんので使用できません。」と言われてしまいました。原因はどこにあるのでしょうか？また、この場合、窓口ではどのように対応したら良いのでしょうか？

A. 健康保険の加入手続き時や扶養の追加手続きを行った際、マイナンバーを記載せず※に届出をした場合その他何らかの理由により健康保険の記号番号とマイナンバーが紐づいていない場合にこのような事案が発生します。
現在は、医療機関において「オンライン資格確認システム」が導入されており、その場で資格確認が可能となっています。

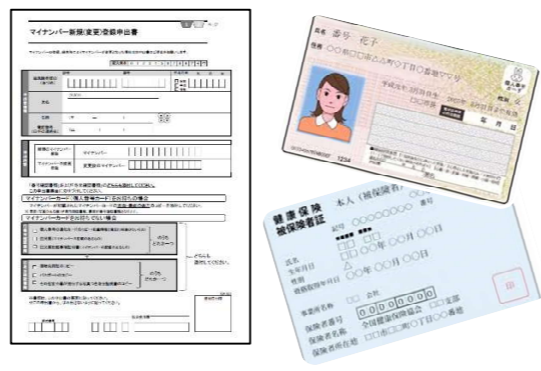
※扶養追加は住民票添付でも可能なため

【窓口での対応】
 ①本人から会社へ連絡する。
 ↓
 ②会社から協会けんぽへ連絡し、間違いなく加入しているか確認する。
 ↓
 ③確認が取れたらその旨を本人へ伝える。
 ↓
 ④確認した旨を本人が医療機関へ伝える。

※①において、会社ではなく、本人が直接協会けんぽへ確認の連絡をすることも可能です。

【その後の対応】
 マイナンバーと健康保険の記号番号を紐づけるための申出書を協会けんぽへ提出します。提出には添付書類が必要なため、以下のものを準備します。(手続きは任意)

- ◆マイナンバーカードをお持ちの場合
マイナンバーカードの表面・裏面の写し
 - ◆マイナンバーカードをお持ちでない場合(①+②)
 ①個人番号通知カード(写)又はマイナンバー入りの住民票
 ②運転免許証(写)、パスポート(写)、その他官公署が発行する写真付き身分証明書(写)のいずれか
- ※②を準備できない場合は、①に加え、健康保険証(写)+年金手帳(写)、健康保険証(写)+学生証(写)等でも可。



現在、2024年秋の健康保険証廃止を目指し、マイナンバー法などの関連法改正案が国会で審議されています。そもそも、マイナンバーカードと健康保険証一体化のメリットはどこにあるのでしょうか。

- ◆医療機関が患者の直近の資格情報(その時点で加入している医療保険等)を確認することができるため、資格喪失後の保険証の使用等が減少する。
- ◆過去の健康・医療データ等に基づいた適切な医療を受けることができる。(重複投薬・併用禁忌の防止など)
- ◆転職・転居等による保険証の切り替えや更新が不要となる。
- ◆限度額適用認定証の提示によらず自己負担限度額を超える支払いが免除される。
- ◆確定申告での医療費控除の手続きが簡素化される。

令和5年4月1日より、オンライン上で健康保険証の資格情報が確認できるシステムの導入が医療機関において原則義務化されたことに伴い、これまではマイナンバーと健康保険証が紐づいていなくても通常通り受診できたものが、今回のように指摘される可能性もあります。(本来、窓口で健康保険証を提示すれば、それを以って通常通り受診できることとなっております。)
 また、マイナンバーカードが健康保険証と一体化することにより、持ち歩く機会が増え、これまで厳重に取り扱っていたマイナンバーカードを紛失するリスクが高まることを懸念しています。

《筆者：古谷野》

お知らせ

●(家族) 出産育児一時金の支給額の変更

被保険者及びその被扶養者が令和5年4月1日以降の出産した場合の(家族) 出産育児一時金の支給額が改定になりました。

	令和5年4月1日以降の出産	令和4年1月1日から令和5年3月31日までの出産
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき 50万円	1児につき 42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合	1児につき 48.8万円	1児につき 40.8万円
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で出産した場合		

※ 現在は、(家族) 出産育児一時金を出産費用に充てる「直接支払制度」が一般的ですが、出産費用が(家族) 出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合、差額を協会けんぽへ請求することができます。

●週所定労働時間が20時間未満になった労働者の雇用保険の資格喪失

雇用保険に加入している労働者の週の所定労働時間が変更となり、週20時間未満となるような場合は、原則として資格を喪失しますが、以下の場合には資格喪失せず、継続して加入することになります。

- ①労働時間の変更が、臨時的・一時的(概ね6か月以内)である場合
- ②育児のために時間を短縮し、その子が小学校就学前である場合



●新型コロナウイルスの5類引き下げ後の療養期間

厚生労働省は、新型コロナウイルスの5類引き下げ後の療養期間について、一律に外出自粛を要請するものではないとしつつ、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快してから24時間が経つまでは外出を控えることを推奨しています。(濃厚接触者については制限なし)

●労働保険料の年度更新

賃金台帳と工事台帳(建設事業)をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力お願い致します。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
 TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298
 ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>
 E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

